

社会福祉法人 大村市社会福祉協議会
介護福祉士実務者研修通信課程 学則

(設置目的)

第1条 高齢化社会を迎え、地域福祉に求められるニーズも多様化している中、適切な介護技術を提供するために必要な専門的知識と技能を身につけ意欲をもって介護の仕事に従事できる人材の育成を図り、地域の福祉力や介護力の向上を高めることを目的とする。

(研修事業所の名称及び所在地)

第2条 研修事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 名称 社会福祉法人 大村市社会福祉協議会 (以下「本会」という。)

(2) 所在地 長崎県大村市本町458-2 中心市街地複合ビル

(研修の名称)

第3条 研修の名称は次のとおりとする。

社会福祉法人 大村市社会福祉協議会 介護福祉士実務者研修

(研修実施場所)

第4条 研修実施場所は次のとおりとする。

大村市総合福祉センター 大村市本町458-2 中心市街地複合ビル

(研修期間及び開講回数)

第5条 研修の期間は6か月とし、年度に2回開講することとする。

(受講定員)

第6条 1開講あたり定員を20名とする。

(養成課程、履修方法)

第7条 養成課程の種類は通信課程とし、履修方法については、通信学習及び添削指導ならびに面接授業による講義及び演習とする。

(研修カリキュラム及び免除科目)

第8条 研修カリキュラム及び有資格者の免除科目は、社援基発1104号第1号「実務者研修における他研修等の修了認定」の留意点に基づき、別表1のとおりとする。

(学年、学期及び休業日)

第9条 単年1学期とし、学期及び休業日は本会が指定する期間及び期日とする。

(受講条件)

第10条 受講の対象は次の各号の条件を満たす者とする。

(1) 大村市内に在住または通勤しており、面接授業において、原則全日程参加できる者

(介護職員初任者研修修了以上の有資格者または介護等の実務経験者が望ましい)

(2) 研修修了後に大村市内の福祉関係の事業所に就職または継続して勤務する意思がある者

(受講申込手続)

第11条 受講申込手続は次のとおりとする。

(1) 申込期間内に指定の申込用紙に必要な事項を記載のうえ、本人確認書類(運転免許証の写し等)及び介護に関する研修(訪問介護員研修1級、2級、3級課程、介護職員初任

者研修、介護職員基礎研修及びその他全国研修)を修了している場合は修了証明書の写しを添付し、期日までに申し込む。

(2) 書類審査のうえ、申込者が定員を超えた場合は選考し、受講者の決定を行い受講決定通知書を受講者あてに通知する。

(3) 受講通知書を受け取った受講者は、指定の期日までに受講料を納入する。振込手数料は受講者負担とする。

(受講料等)

第12条 受講料及びテキスト代は次のとおりとする。

受講料無料 テキスト代14,300円(税込)

(休学・復学・退学・補講の取り扱い)

第13条 病気等やむを得ない事情により修学することが困難になった場合は、その理由を明らかにした休学願を提出し、本会の許可を得るものとする。

2 前項に休学が認められていた者が復学しようとする場合は、復学願を提出し、本会の許可を得るものとする。

3 退学しようとする者は、退学願を提出し、本会の許可を得るものとする。

4 研修の一部を欠席した者でやむを得ない事情があると認められる者については、補講等により同等の知識が得られた場合、研修修了者となる。補講については、1時間当たり3,850円(税込)徴収する。

(受講資格の取消)

第14条 授業態度不良、学習意欲の欠如、事務局及び講師からの指導に対しての改善が見られなかった場合は、受講資格を取消することができる。

(学習の評価及び課程修了の認定)

第15条 学習の評価及び課程修了の認定については次のとおりとする。

(1) 通信学習 テキストに沿って自宅学習し、定める期日までに各科目ごとの学習課題を提出する。学習課題の評価は各科目ごとに70点以上とし、69点以下の場合は再提出とする。

(2) 面接授業 原則、面接授業での欠席は認めない。授業開始から15分以上遅れた場合には欠席とする。また、病気等でやむを得ず欠席する場合は、欠席届を提出し、第13条に規定する補講等を受講しなければならない。なお、面接授業の出席時間数が介護過程Ⅲは5分の4に満たない者、医療的ケアの演習の所定の回数を満たしていない者は履修認定しないこととする。面接授業の評価は介護過程Ⅲにおいて実技試験を実施し、習得度の確認を行う。医療的ケア演習においては、喀痰吸引、経管栄養、救急蘇生法を規定回数以上行うこととする。

(修了証の交付)

第16条 前条の定めにより実務者研修を修了したことを認定された者には、修了証明書を交付する。

(教職員の組織)

第17条 研修を実施するにあたり、次の教職員を置く。

(1) 施設長(研修事業所の代表者) 1名

- | | |
|----------------------|-----|
| (2) 教務主任 | 1名 |
| (3) 専任教員 | 若干名 |
| (4) 介護過程Ⅲ担当教員 | 若干名 |
| (5) 医療的ケア担当教員 | 若干名 |
| (6) その他の教員 | 若干名 |
| (7) 事務職員（研修事業所の担当職員） | 若干名 |

(細則)

第18条 この学則に必要な細則ならびに、この学則に定めのない事項で必要があると認められる場合は、本会がこれを定める。

附則

(施行期日)

この学則は令和3年4月1日より施行する。

この学則は令和5年2月1日より施行する。

この学則は令和7年4月1日より施行する。

別表1 研修カリキュラム及び有資格者の免除科目一覧

教育内容	実務者研修 時間数	有資格者					
		介護職員 初任者研修	訪問介護員 研修1級	訪問介護員 研修2級	訪問介護員 研修3級	介護職員 基礎研修	その他 全国研修
人間の尊厳と自立	5	免除	免除	免除	免除	免除	
社会の理解Ⅰ	5	免除	免除	免除	免除	免除	
社会の理解Ⅱ	30		免除			免除	
介護の基本Ⅰ	10	免除	免除	免除		免除	
介護の基本Ⅱ	20		免除	免除		免除	
コミュニケーション技術	20		免除			免除	
生活支援技術Ⅰ	20	免除	免除	免除	免除	免除	
生活支援技術Ⅱ	30	免除	免除	免除		免除	
介護過程Ⅰ	20	免除	免除	免除		免除	
介護過程Ⅱ	25		免除			免除	
こころとからだのしくみⅠ	20	免除	免除	免除		免除	
こころとからだのしくみⅡ	60		免除			免除	
発達と老化の理解Ⅰ	10		免除			免除	
発達と老化の理解Ⅱ	20		免除			免除	
認知症の理解Ⅰ	10	免除	免除			免除	認知症実践 者研修
認知症の理解Ⅱ	20		免除			免除	
障害の理解Ⅰ	10	免除	免除			免除	
障害の理解Ⅱ	20		免除			免除	
医療的ケア	50※						喀痰吸引等 研修
介護過程Ⅲ（演習）	45					免除	
実務者研修時間数	450	320	95	320	420	50	

※「医療的ケア」には50時間の講義とは別に演習を修了する必要あり